

パートタイム労働者・有期契約労働者を雇用している事業主の皆様へ

均衡待遇・正社員化推進奨励金のご案内

下記の制度を新たに設けた事業主を対象とする奨励金です。

①正社員転換制度

パートタイム労働者・有期契約労働者から正社員へ転換する試験制度を設け、実際に転換者が出た場合に、対象労働者10人目まで支給します。

		支給額
中小企業	1人目	40万円
	2人目～10人目	20万円
大企業	1人目	30万円
	2人目～10人目	15万円

②共通処遇制度

パートタイム労働者・有期契約労働者に対して正社員と共通の処遇制度を設け、実際に適用した場合に支給します。

	支給額
中小企業	60万円
大企業	50万円

③共通教育訓練制度

パートタイム労働者・有期契約労働者に対して正社員と共通のカリキュラム内容と時間による教育訓練制度を設け、中小企業は延べ10人、大企業は延べ30人に実施、修了させた場合に支給します。

	支給額
中小企業	40万円
大企業	30万円

④短時間正社員制度

短時間正社員制度を設け、実際に利用者が出た場合に、対象労働者10人目まで支給します。

		支給額
中小規模事業主	1人目	40万円
	2人目～10人目	20万円
大規模事業主	1人目	30万円
	2人目～10人目	15万円

⑤健康診断制度

パートタイム労働者・有期契約労働者に対する健康診断制度を導入し、実際に延べ4人以上に実施した事業主に支給します。

☆奨励金の支給は1つの制度について1回限りです。

☆支給対象期間は、制度導入から2年間（短時間正社員制度は5年間）です。

	支給額
中小企業	40万円
大企業	30万円

<対象となる健康診断制度>

- ①雇入時健康診断 ②定期健康診断
③人間ドック ④生活習慣病予防検診

(注) 法で実施が義務づけられているものを除く。

【問い合わせ先】

〒020-0023

盛岡市内丸7-25

盛岡合同庁舎1号館

岩手労働局 雇用均等室

TEL 019-604-3010

均等待遇・正社員化推進奨励金を申請するためのご注意!

- 奨励金の対象となる制度を労働協約または就業規則に新たに規定する必要があります。

※但し、就業規則等に定めがなくても既に支給要件を満たす運用がされ、かつ定着をしている場合は、奨励金の対象にはなりません。

- 奨励金の対象となる制度は、制度が適用される合理的な条件が明示されている必要があります。

合理的な条件として…

・一定の勤続年数、人事評価結果が一定レベル以上である事など、客観的に確認可能な条件がある事が必要です。

加えて、条件により該当者が著しく制限される場合は、合理的とは言えません。

- 各制度には就業規則等に次の項目を明記することが必要です。

正社員転換制度の必須項目

①対象労働者の要件 ②試験の時期・回数など（〇月、年〇回程度、随時） ③試験制度の内容

共通処遇制度の必須項目

①対象労働者の要件 ②職務又は職能に対応した3区分以上の格付表。ただし、パートタイム労働者・有期契約労働者に適用する格付け区分のうち2区分以上が、正社員に適用する格付け区分と共通であること。③正社員と共通する格付け区分に格付けたパートタイム労働者・有期契約労働者に支払う賃金（基本給、賞与、役付手当、精勤手当など）の時間当たりの額が、正社員と同等である事が分かる賃金規程 ④昇格・降格の内容、時期

共通教育訓練制度の必須項目

①対象労働者の要件 ②教育訓練の内容、時間数 ③会社が研修の費用を負担する旨の規定

短時間正社員制度の必須項目

①対象労働者の要件 ②制度の利用事由 ③雇用契約期間（定めなし） ④正社員への復職
⑤勤務時間 ⑥賃金、賞与、退職金 ⑦正社員に対して規定されている規則の全部

健康診断制度の必須項目

①対象労働者の要件 ②健康診断の内容、時期（定期健康診断の回数の明示）
③会社が健康診断の費用を負担する旨の規定